

# 特別養護老人ホーム水茎の里ご利用料金表

1ヶ月あたりの利用料金(概算)

《 多床棟 1割負担 》

単位：円

第4段階	サービス費	その他加算	食費	居住費	月額合計	●住民税世帯課税の方  食費 1500円/日 居住費 855円/日
要介護1	17,190	3,722	45,000	25,650	91,562	
要介護2	19,230	3,946			93,826	
要介護3	21,360	4,181			96,191	
要介護4	23,400	4,405			98,455	
要介護5	25,410	4,626			100,686	

第3段階①	サービス費	その他加算	食費	居住費	月額合計	●市民税世帯非課税であって 年金収入等が80万円超 120万円以下で、預貯金等 が単身550万円、夫婦1550 万円以下の人 食費 650円/日 居住費 370円/日
要介護1	17,190	3,722	19,500	11,100	51,512	
要介護3	21,360	4,181			56,141	
要介護4	23,400	4,405			58,405	
要介護5	25,410	4,626			60,636	
第3段階②	サービス費	その他加算	食費	居住費	月額合計	●市民税世帯非課税であっ て、年金収入等が120万円超 で預貯金等が単身500万円 以下、夫婦1500万円以下 の人 食費 1,360円/日 居住費 370円/日
要介護1	17,190	3,722	40,800	11,100	72,812	
要介護2	19,230	3,946			75,076	
要介護3	21,360	4,181			77,441	
要介護4	23,400	4,405			79,705	
要介護5	25,410	4,626			81,936	

第2段階	サービス費	その他加算	食費	居住費	月額合計	●市民税世帯非課税であっ て、課税年金収入額と合 計所得金額の合計が80万 円以下で、預貯金が単身 650万円、夫婦1650万円 以下の人 食費 390円/日 居住費 370円/日
要介護1	17,190	3,722	11,700	11,100	43,712	
要介護2	19,230	3,946			45,976	
要介護3	21,360	4,181			48,341	
要介護4	23,400	4,405			50,605	
要介護5	25,410	4,626			52,836	

第1段階	サービス費	その他加算	食費	居住費	月額合計	●市民税世帯非課税である 老齢福祉年金受給者 ●生活保護受給者  食費 300円/日 居住費 0円/日
要介護1	17,190	3,722	9,000	0	29,912	
要介護2	19,230	3,946			32,176	
要介護3	21,360	4,181			34,541	
要介護4	23,400	4,405			36,805	
要介護5	25,410	4,626			39,036	

# 特別養護老人ホーム水茎の里ご利用料金表

1か月あたりの利用料金(概算)

## 《 多床棟 2割負担 》

単位：円

第4段階	サービス費	その他 加算	食費	居住費	月額合計	※住民税課税の方で下記(1)の世帯の方  食費 1500円/日 居住費 855円/日
要介護1	34,380	7,444	45,000	25,650	112,474	
要介護2	38,460	7,892			117,002	
要介護3	42,720	8,362			121,732	
要介護4	46,800	8,810			126,260	
要介護5	50,820	9,252			130,722	

## 《 多床棟 3割負担 》

単位：円

第4段階	サービス費	その他 加算	食費	居住費	月額合計	※住民税世帯課税の方で、下記(2)の世帯の方  食費 1500円/日 居住費 855円/日
要介護1	51,570	11,166	45,000	25,650	133,386	
要介護2	57,690	11,838			140,178	
要介護3	64,080	12,543			147,273	
要介護4	70,200	13,215			154,065	
要介護5	76,230	13,878			160,758	

※新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として令和3年9月末までの間、0.1%が介護報酬算定単位にプラスされます。

※その他の加算には、「日常生活継続支援加算」「看護体制加算(Ⅱ)」「介護職員処遇改善加算(Ⅰ)」「介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)」が含まれています。

※1か月あたり30日で計算しています。(あくまで目安ですので、正しくは、請求書で確認ください)

※対象者のみの加算及びその他の料金は含みません。

※第1段階から第3段階に該当される方は、『介護保険負担限度額認定証』が必要となりますので、お住いの市町村へ申請をお願いいたします。

※その他の加算には、「日常生活継続支援加算」「看護体制加算(Ⅱ)」「介護職員処遇改善加算(Ⅰ)」「介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)」が含まれています。

※1か月あたり30日で計算しています。あくまで目安ですので正しくは請求書で確認ください。

※対象者のみの加算及びその他の料金は含みません。

※令和3年8月1日より、食費の負担額の見直しが行われました。具体的には、第3段階が、年金等の収入額と預貯金の額により、第3段階①と第3段階②に分けられました。

※

(1)利用料金2割負担の方

●住民税世帯課税の方で、年金収入+その他の合計所得金額が、単身世帯で280万円以上340万円未満、または、2人以上世帯で346万円以上463万円未満の場合

(2) 利用料金3割の方

●住民税世帯課税の方で、年金収入+その他の合計所得金額が、単身世帯で340万円以上、または、2人以上世帯で463万円以上

# 《 介護サービス費・加算料金のご案内 》

介護老人福祉施設 多床棟

## 【介護サービス費】

一定以上の所得のある方については、2割または3割負担となります。（介護保険負担割合証をご確認ください。）

要介護度別		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
利用料金（多床室） 1日当たり	1割負担	573円/日	641円/日	712円/日	780円/日	847円/日
	2割負担	1,146円/日	1,282円/日	1,424円/日	1,560円/日	1,694円/日
	3割負担	1,719円/日	1,923円/日	2,136円/日	2,340円/日	2,541円/日

## 【各種加算】

下記の加算料金は、事業所が体制条件を満たした場合、もしくは該当サービスを提供した場合に基本料金に加算されます。

加算項目	1割負担	2割負担	3割負担	内 容
日常生活継続支援加算	36円/日	72円/日	108円/日	認知症高齢者が一定割合入所しており、介護福祉士を一定割合以上配置している場合（ただし、サービス提供体制強化加算Ⅱを算定している場合は、算定不可）
看護体制加算（Ⅰ）	6円/日	12円/日	18円/日	常勤看護師を1名以上配置されている場合
看護体制加算（Ⅱ）	13円/日	26円/日	39円/日	常勤看護師を3名以上配置されている場合
外泊時費用	246円/日	492円/日	738円/日	入院または外泊をされた場合、入院又は外泊の初日および最終日を除き、1月に6日を限度として加算。 （月をまたいで連続した場合は最長12日間）
初期加算	30円/日	60円/日	90円/日	入所日から30日間に限って加算。 （30日を超える入院後の再入所の際も同様）
安全対策体制加算	20円/回	40円/回	60円/回	入所時に1回限り算定
療養食加算	6円/回	12円/回	18円/日	医師の指示（食事箋）に基づく腎臓病食や糖尿食等の療養食の提供が行われた場合。1日3食を限度とし、1食を1回とする。
若年性認知症利用者受入加算	120円/日	240円/日	360円/日	若年性認知症の利用者を受け入れした場合の加算（認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は算定不可）
看取り介護加算（Ⅰ）	72円/日	144円/日	216円/日	看取りを行った場合、死亡日45日前から31日間の間
看取り介護加算（Ⅰ）	144円/日	288円/日	432円/日	看取り介護を行った場合、死亡日以前4日以上30日以下
看取り介護加算（Ⅰ）	680円/日	1360円/日	2,040円/日	看取り介護を行った場合、死亡日の前日・前々日
看取り介護加算（Ⅰ）	1280円/日	2560円/日	3,840円/日	看取り介護を行った場合、死亡日
経口維持加算（Ⅰ）	400円/月	800円/月	1,200円/日	経口摂取を維持するために、医師または歯科医師の指示に基づき、管理栄養士または栄養士等が栄養管理を行う場合（180日を限度）
経口維持加算（Ⅱ）	100円/月	200円/月	300円/月	経口維持加算(Ⅰ)において行う食事の観察及び会議等に外部の医師、歯科医師、歯科衛生士またはS Tが加わった場合（経口維持加算(Ⅰ)を算定していない場合は算定しない）
経口移行加算	28円/日	56円/日	84円/日	経管栄養の入所者に個別経口移行計画のもとに管理栄養士等による栄養管理及び看護職員等による支援が行われる場合（計画作成後180日以内算定）
在宅復帰支援機能加算	10円/日	20円/日	30円/日	在宅へ退所するに当たり入所者又は家族に対して必要な支援を行った場合

令和3年8月1日改定

加算項目	1割負担	2割負担	3割負担	内 容
褥瘡マネジメント加算	10円/回	20円/回	30円/回	継続的に入所者ごとに褥瘡管理をした場合、3カ月に1回を限度として算定
退所前連携加算	500円/回	1000円/回	1,500円/回	退所に先立って、退所後の居宅における居宅サービスの利用上必要な連携・調整等を行った場合
退所前訪問相談援助加算	460円/回	920円/回	1,380円/回	退所に先立って退所後の居宅サービス等についての相談援助等を行った場合（入所中1回（又は2回）限度）
退所後訪問相談援助加算	460円/回	920円/回	1,380円/回	退所後30日以内に居宅を訪問し、相談援助等を行った場合
退所時相談援助加算	400円/回	800円/回	1,200円/回	退所時、生活等に関する相談援助等を行った場合
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	8.3%			1ヶ月の単位数合計に乗じた額の1割・2割・3割
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	2.7%			1ヶ月の単位数合計に乗じた額の1割・2割・3割

【その他の費用】

サービス	料 金	内 容
理美容代	実費	毎月1回地元理美容事業者の出張によるサービスをご利用いただけます。
レクリエーション、クラブ活動（材料費）	実費	ご希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。
日常生活品購入代行	実費	ご希望により日常生活品等の購入の代行をさせていただきます。
複写物の交付	10円/枚	

◎必要な方のみお支払いいただきます。

『社会福祉法人等利用者負担軽減確認証』の交付を受けた方は、以下の負担割合となります。

サービス	減免内容	
特別養護老人ホーム	介護費 25/100	食費・居住費 25/100
短期入所（予防含む）	介護費 25/100	食費・滞在費 25/100
通所（予防含む）	介護費 25/100	食費 25/100

◎住民税非課税であって、その他いくつかの要件を満たす方お住まいの市町村へ申請が必要となります。

当施設は、介護保険法令に基づいて、滋賀県知事から指定を受けた施設です。

滋賀県知事指定事業者番号

特別養護老人ホーム(多床棟)  
 短期入所生活介護・通所介護 第2570400073号  
 特別養護老人ホーム(個室ユニット棟) 第2570400735号

